

# 板橋区空家等隣地統合事業補助金交付要綱

令和8年3月24日区長決定

## (目的)

第1条 この要綱は、空家等の適切な管理や除却・活用等の普及啓発を図るとともに、建物が適切に管理されていないことによる防災上、衛生上、景観上などの危険性を解消して、安全かつ良好な環境を保つ、安心・安全で快適なまちづくりを推進するため、区内の無接道敷地に存する空家等を隣地と統合することにより解消しようとする者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2)特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する特定空家等と、区が認定したものをいう。
- (3)管理不全空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に規定する管理不全空家等と、区が認定したものをいう。
- (4)無接道敷地 建築基準法(昭和25年法律第201号)第43条1項に該当しないものをいう。
- (5)隣地統合 無接道敷地を含む二筆以上の土地(土地同士が2メートル以上接するものに限る。)を購入により統合することをいう。
- (6)隣地統合事業 隣地統合するために行う測量、境界明示、不動産売買、登記等のことをいう。
- (7)売主 隣地統合のために、新たに補助対象物件を売却する者。
- (8)買主 隣地統合のために、新たに補助対象物件を購入する者。

## (補助対象要件)

第3条 補助対象要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1)板橋区内に存する土地の隣地統合であること。
- (2)隣地統合する2筆以上の土地のうち1筆以上が無接道敷地であること。
- (3)無接道敷地に特定空家等又は管理不全空家等が存すること。
- (4)隣地統合する土地同士が2メートル以上接していること。
- (5)隣地統合にあたり購入する土地に存する建物も含めて購入すること。

- (6)隣地統合後10年間は、統合を解消せず一体として利用すること。ただし、分筆を行うにあたっては分筆後のすべての土地(道路又は通路として利用する部分を除く。)が建築基準法関係規定に定める敷地面積の最低限度以上であること。
- (7)当該隣地統合に対して、国又は地方公共団体の他の補助等を受けていないこと。
- (8)相続又は贈与による隣地統合ではないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1)売主又は買主であること。
- (2)売主が買主の配偶者又は2親等内の親族でないこと。
- (3)売主又は買主のいずれかが個人であること。
- (4)東京都板橋区暴力団排除条例(平成24年板橋区条例第28号)第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助対象者が当該年度に行う隣地統合に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1)不動産売買に係る仲介手数料(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条に規定する報酬をいう)。
- (2)所有権移転登記等に要する費用。
- (3)隣地統合した土地の合筆のための測量、境界明示又は登記に要する経費。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費(消費税を除く)に10分の5を乗じて得た額とする。この場合において、補助金の額は、50万円を上限として交付するものとする。

(補助金の承認申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、隣地統合事業着手の14日前までに、補助金対象承認申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1)隣地統合する土地の所在がわかる位置図。
- (2)隣地統合する土地(土地に存する建物を含む)の登記事項がわかる書類(公図及び全部事項証明書(原則、発行から3か月以内のもの)の写し等)。
- (3)隣地統合する土地同士が2メートル以上接することが確認できる図面等。
- (4)隣地統合した土地を分筆する場合は、その計画(配置、面積、接道状況等)がわかる図面。

(5)現況の写真。

(6)補助対象経費及びその明細がわかる見積書の写し。

- 2 区長は、前項各号に規定するもののほか、補助金の承認申請に当たり必要な書類を提出させることができる。

(補助金対象の承認)

第8条 区長は、前条第1項の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の対象と認めるときは補助金対象承認通知書(第2号様式)により、適当でないと認めるときは補助金不承認通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(変更及び取下げ)

第9条 前条の規定により補助金の対象承認通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)が、申請した内容を変更しようとするときは補助金対象変更承認届(第4号様式)により、取下げをしようとするときは補助金対象承認取下げ願(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(変更の承認等)

第10条 区長は、前条の規定による変更承認届又は承認取下げ願を受けたときは、その内容を審査し、補助金対象の範囲内の変更と認めるときは変更承認通知書(第6号様式)により、補助金対象の範囲内の変更と認められないとき、又は取下げを認めるときは承認取下げ通知書(第7号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の実績報告及び交付申請)

第11条 補助対象者は、補助事業が完了し補助金の交付を受けようとするときは、補助事業が完了した年度の3月20日(この日が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は土曜日に当たるときは、その直前の平日)までに、実績報告書(第8号様式)及び補助金交付申請書(第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1)隣地統合する土地を購入又は売却したことがわかる書類(売買契約書及び領収書の写し、所有権移転登記事項証明書等)。

(2)無接道敷地を含む隣地統合であることがわかる書類(重要事項説明書の写し等)。

(3)分筆を行った場合は、分筆後の状況がわかる書類(公図及び登記事項証明書の写し等)。

(4)補助事業に要した経費及びその明細がわかる最終の内訳明細書。

(5)補助対象経費に係る契約書等及び領収書の写し。

(6)補助金に係る収支計算書。

- 2 区長は、前項各号に規定するもののほか、補助金の交付に当たり必要な書類を提出させることができる。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第12条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業の各要件に適合すると認めるときは、補助金の交付を決定するとともに額を確定し、補助金交付決定兼交付額確定通知書(第10号様式)により、認められないときは補助金不交付決定通知書(第11号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

2 前項の交付決定は、予算の範囲内で行う。

(補助金の交付請求及び交付)

第13条 前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、速やかに交付請求書(第12号様式)に支払金口座振替依頼書を添えて、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還等)

第14条 区長は、補助対象者又は補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助対象の承認又は補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1)他の関係法令等に違反したとき。
- (2)虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3)この要綱の規定に違反したとき。

2 区長は前項の規定により、補助対象の承認又は補助金の交付決定を取り消したときは、補助金対象承認取消通知書(第13号様式)又は補助金交付決定取消通知書(第14号様式)により、補助対象者又は補助決定者に通知する。

3 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(管理義務)

第15条 買主は購入した敷地上に存する特定空家等又は管理不全空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する状態又は同法第13条第1項に規定する状態をすみやかに解消するものとする。

2 買主は購入した敷地上に存する工作物又は草木が前項の状態にある場合は、すみやかに解消するものとする。また工作物又は草木が敷地外に越境している場合も、すみやかに解消するものとする。

3 買主は、隣地統合した土地について、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適切な維持管理に努めるものとする。

(調査等)

第16条 区長は、補助金に関し必要があると認めるときは、申請者から報告を求め、又は自ら調査を実施することができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)に定めるものによるほか、都市整備部長が定める。

#### 付 則

- 1 この要綱は、令和8年3月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定による助成決定者に対する助成金交付等の手続を行うために必要な限度において、この要綱の規定は、なおその効力を有する。



## 6 隣地統合する土地の概要

土地 1	所有状況等	<input type="checkbox"/> 現在申請者が所有（売主の場合 <input type="checkbox"/> 売却予定） <input type="checkbox"/> 購入予定 <input type="checkbox"/> 売却先が所有 <input type="checkbox"/> 売却先が取得予定
	土地種別	<input type="checkbox"/> 無接道敷地 <input type="checkbox"/> 接道敷地
	所在地（地番）	板橋区
	土地面積	m <sup>2</sup>
	所有者	
	建物の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有るが実績報告までに解体 <input type="checkbox"/> 無
土地 2	所有状況等	<input type="checkbox"/> 現在申請者が所有（売主の場合 <input type="checkbox"/> 売却予定） <input type="checkbox"/> 購入予定 <input type="checkbox"/> 売却先が所有 <input type="checkbox"/> 売却先が取得予定
	土地種別	<input type="checkbox"/> 無接道敷地 <input type="checkbox"/> 接道敷地
	所在地（地番）	板橋区
	土地面積	m <sup>2</sup>
	所有者	
	建物の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有るが実績報告までに解体 <input type="checkbox"/> 無
土地 3	所有状況等	<input type="checkbox"/> 現在申請者が所有（売主の場合 <input type="checkbox"/> 売却予定） <input type="checkbox"/> 購入予定 <input type="checkbox"/> 売却先が所有 <input type="checkbox"/> 売却先が取得予定
	土地種別	<input type="checkbox"/> 無接道敷地 <input type="checkbox"/> 接道敷地
	所在地（地番）	板橋区
	土地面積	m <sup>2</sup>
	所有者	
	建物の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有るが実績報告までに解体 <input type="checkbox"/> 無

※記入欄が不足する場合は別紙を添付してください。

## 7 添付書類

- (1) 隣地統合する土地の所在がわかる位置図
- (2) 隣地統合する土地（土地に存する建物を含む）の登記事項がわかる書類（公図及び全部事項証明書（原則、発行から3か月以内のもの）の写し等）
- (3) 隣地統合する土地が2メートル以上接することが確認できる図面等
- (4) 隣地統合した土地を分筆する場合は、その計画（配置、面積等）がわかる図面
- (5) 現況の写真
- (6) 補助対象経費及びその明細がわかる見積書の写し

板 都 安 第 号  
令和 年 月 日

板橋区空家等隣地統合事業補助金対象承認通知書

様

板橋区長 坂 本 健

令和 年 月 日付けで交付申請のあった板橋区空家等隣地統合事業補助金については、下記のとおり補助金の対象となることを承認したので通知します。

記

1 無接道敷地所在地（地番） 板橋区

2 その他  
補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止・廃止しようとするときは、補助金承認変更届（第4号様式）又は取下げ願（第5号様式）を提出してください。  
また、事業完了後は必要な書類を添付の上、速やかに補助事業実績報告書を提出してください。

板 都 安 第 号  
令和 年 月 日

板橋区空家等隣地統合事業補助金不承認通知書

様

板橋区長 坂 本 健

令和 年 月 日付けで申請のあった、板橋区空家等隣地統合事業補助金の補助対象の承認について審査した結果、下記のとおり補助の対象となることを承認しないことにしたので通知します。

記

1 承認しない理由

令和 年 月 日

（宛先）  
板橋区長

板橋区空家等隣地統合事業補助金対象変更承認届

〒

住 所

フリガナ

申請者 氏 名

電話番号

令和 年 月 日付けで申請した、板橋区空家等隣地統合事業補助金について、変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

（変更前）

（変更後）

2 変更の理由

3 添付書類

令和 年 月 日

（宛先）  
板橋区長

板橋区空家等隣地統合事業補助金対象承認取下げ願

〒

住 所

フリガナ

申請者 氏 名

電話番号

令和 年 月 日付けで申請した、板橋区空家等隣地統合事業補助金について、下記のとおり取下げ願います。

記

1 取下げ理由

2 添付書類

板 都 安 第 号  
令和 年 月 日

板橋区空家等隣地統合事業補助金変更承認通知書

様

板橋区長 坂 本 健

令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった板橋区空家等隣地統合事業補助金については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認した内容

板 都 安 第 号  
令和 年 月 日

## 板橋区空家等隣地統合事業補助金承認取下げ通知書

様

板橋区長 坂 本 健

令和 年 月 日付けで申請のあった、板橋区空家等隣地統合事業補助金については、下記のとおり承認を取り下げたので通知します。

記

### 1 補助金取下げ内容

令和 年 月 日

（宛先）  
板橋区長

## 板橋区空家等隣地統合事業補助金実績報告書

〒

住 所

フリガナ

申請者 氏 名

電話番号

令和 年 月 日付けで申請した板橋区空家等隣地統合事業補助金について、補助事業が完了したので関係書類を添えて、事業の実績を下記のとおり報告します。

### 記

1 申請者の区分（いずれかに☑）

買主に対する補助

売主に対する補助

2 着手年月日                      令和                      年                      月                      日

3 完了年月日                      令和                      年                      月                      日

4 添付書類

- (1) 隣地統合する土地を購入又は売却したことがわかる書類（売買契約書及び領収書の写し、所有権移転登記事項証明書等）
- (2) 無接道敷地を含む隣地統合であることがわかる書類（重要事項説明書の写し等）
- (3) 分筆を行った場合は、分筆後の登記事項がわかる書類（公図及び全部事項証明書の写し等）
- (4) 補助金に係る収支計算書
- (5) その他区長が必要と認めるもの

令和 年 月 日

（宛先）  
板橋区長

板橋区空家等隣地統合事業補助金交付申請書

〒

住所

フリガナ

申請者氏名

電話番号

板橋区空家等隣地統合事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 実績報告

隣地統合した 無接道敷地（地番）	板橋区
申請者の区分 （いずれかに☑）	<input type="checkbox"/> 買主に対する補助 <input type="checkbox"/> 売主に対する補助
事業期間	着手年月日 令和 年 月 日 完了年月日 令和 年 月 日
補助対象経費 （税抜き）	合計 仲介手数料 円 登記に要する費用 円 合筆（及び分筆）のための測量・ 境界明示・登記に要する費用 円 売却のための測量・境界明示・ 登記に要する費用
補助金の額 （低い方に☑）	<input type="checkbox"/> 補助対象経費×1/2 円（千円未満切り捨て） <input type="checkbox"/> 補助対象上限 500,000 円
提出書類 （該当に☑）	<input type="checkbox"/> 補助事業に要した経費及びその明細がわかる最終の内訳明細書 <input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る契約書等及び領収書の写し

板 都 安 第 号  
令和 年 月 日

板橋区空家等隣地統合事業補助金交付決定兼交付額確定通知書

様

板橋区長 坂 本 健

令和 年 月 日付けで交付申請のあった板橋区空家等隣地統合事業補助金については、下記のとおり交付することに決定し、交付額を確定したので通知します。

記

1 交付額の確定金額 金 円

2 その他

速やかに板橋区空家等隣地統合事業補助金交付請求書（第12号様式）に支払金口座振替依頼書を添えて提出してください。

板 都 安 第 号  
令和 年 月 日

板橋区空家等隣地統合事業補助金不交付決定通知書

様

板橋区長 坂 本 健

令和 年 月 日付で交付申請のあった板橋区空家等隣地統合事業補助金については、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

1 補助金を交付しない理由

令和 年 月 日

（宛先）  
板橋区長

板橋区空家等隣地統合事業補助金交付請求書

〒

住 所

フリガナ

申請者氏名

電話番号

（法人等の場合は、住所欄にその所在地、  
氏名欄に事業者名、役職、代表者氏名を記入してください）

令和 年 月 日付け 板都安第 号の により、板橋区空家等隣地統合事業補助金について交付額の確定通知を受けたので、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

板 都 第 号  
令和 年 月 日

## 板橋区空家等隣地統合事業補助金対象承認取消通知書

様

板橋区長 坂 本 健

年 月 日付で申請のあった、板橋区空家等隣地統合事業補助金については、下記  
のとおり承認を取り消したので通知します。

記

### 1 取り消した理由

板 都 第 号  
令和 年 月 日

板橋区空家等隣地統合事業補助金交付決定取消通知書

様

板橋区長 坂 本 健

年 月 日付けで交付申請のあった、板橋区空家等隣地統合事業補助金については、  
下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

1 取り消した理由